

## 平成25年度 第3回まちづくり推進審議会 議事録（要点筆記）

1、日 時：平成26年2月27日 13時30分～15時30分

2、場 所：基山町役場 3階 301会議室

3、出席委員：（出席 8名：順不同、敬称略、欠席 1名）

小原 清信、原 三夫、中村 眞智子、古賀 徹、茂木 清三郎  
大久保 由美子、日暮 美圭、梁井 朱美

4、審議事項

(1)町民提案の受付及び回答の状況【資料 ①】

(2)重要な計画への参加【資料 ②】

(3)報告事項

①重要な計画への参加状況【資料 ③】

5、その他

・次回開催日程について

はじめに会長が第三回審議会の開催の挨拶を行った。続いて、町民提案に対する回答が適切な内容であるかどうか評価をした。

#### (1)町民提案の受付及び回答の状況

評価を実施した提案は主に「歴史民俗資料館の新規建設」と「町道白坂久保田2号線道路改良延伸計画」の2件。(※「交通安全施設・防犯設備等に関する提案」等については、事前に資料を送付していたので省略の旨を説明。)

提案の概要については、下記のとおり。

「歴史民俗資料館の新規建設」について

- ・歴史資料の保管施設として現在の図書館・資料館を再利用するにあたっては、湿度・防犯管理等が十分に考慮された施設へ改修の提案。
- ・河川改修によって移転が必要になった場合は歴史民俗資料館の新規建設・管理者として常駐学芸員・職員の配置の提案。

回答の概要については、下記のとおり。

- ・新規に建設する図書館には、歴史民俗資料の収蔵施設は計画していないため、現在の図書館へ保管することが出来ないか検討していること。
- ・施設改修については、提案を参考に町民の方々と意見交換を実施しながら進める。
- ・将来の資料館の構想については、現在は具体的なことは検討されていない。

「町道白坂久保田2号線道路改良延伸計画」について

提案の概要については、下記のとおり。

- ・道路改良延伸計画決定の経過説明と基山町の方針についての説明会の開催要望。

回答の概要については、下記のとおり。

- ・計画の考え方と経緯について、意見交換会及び広報きやまで説明している。
- ・今後、測量と設計が終わった段階で説明会を開催するという内容。

「歴史民俗資料館の新規建設」についての審議

町民提案制度の趣旨からすると、提案制度は何でもありで、提案書について、行政がどのように答えるのか、決まっている事もあるし、そうでない事もある。この事案では、新しく建設するとも建設しないとも、移転や改修が必要かどうかも決まっていないので明確な回答するには難しいものとなっている。

現時点では河川改修により移転等が必要かどうか分からない状況であるが、河川改修で建設が必要となる場合は、建設に向けての委員会の設置等をするなど、具体的に回答することで、特に問題は無いという審議結果となった。

「町道白坂久保田2号線道路改良延伸計画」についての審議

提案は開通に踏み切る趣旨説明を求めるもので、回答においては、開通した段階で説明する内容で、お互いに少し相違が生じていると感じる。この場合、町全域では利益を教授するが、一番影響を受ける場所では迷惑だと捉えられることもある。つまり、町全体では必要だが、近くの住民は反対だという事がある。提案者がそういうのも含めて、まだ説明が足りないというのであれば、もう少し町側は、前向きに説明を何度でも説明するほうが良いと思われる。以上の意見が出たという事を担当課へ報告する。

## (2) 重要な計画への参加

まちづくり基本条例第23条（重要な計画）における各事項の考え方について、下記の内容を説明した。

### ○「総合計画及び基本的事項を定める計画等の策定又は変更」について

- ・該当するのは規定されている「総合計画」と「基本的事項を定める計画等」
- ・「基本的事項を定める計画等」とは、政策領域の根幹となる計画で、町民と行政・事業者が一体となって取り組む計画が対象となる。交通政策を例示として説明。
- ・対象とならないものは、「分野別・対象者別となるものまでは含まない」で、「基山町地域福祉計画」を例示として説明。

### ○「町政に関する基本方針」について

- ・町政全般や行政分野における基本理念・町の進むべき方向性を定めるものが対象
- ・「町民に義務を課し、若しくは町民の権利を制限することを内容とする条例」については「路上喫煙の防止に関する条例」の制定が検討されている場合を例示として説明。
- ・どの程度の条例までを町民参加を求めるのかについては「政策的な判断を必要としない場合」は町民参加を求めないものとする考え方で「基山町税条例」を一つの例として説明。

### ○「町民生活に重大な影響を及ぼす制度」について

・「不特定多数の町民を対象としたもので、町民に義務を課し、若しくは町民の権利を制限するもの」について、町民参加を求めるもので、「基山町独自に景観を保つための制度を設ける場合」を例として考え方を説明。

### ○「公共の用に供される施設」について

該当施設は不特定多数の町民が利活用する施設で、多目的な利用を目的とする建築物等で、該当する施設としては、公共事業によって供給される施設で、例えば道路・公園・学校・図書館など。これら施設設置に係る基本計画等の策定や、利用及び運営に関する方針について町民参加を求めるという考え方を「図書館」を例示として説明。

公共の用に供される施設において、指定管理者から使用料について提案がある場合などについても議論された。基準に該当しないから、意見を求めないとか、町民参加を求

めない、決まっているので意見を聞かないという訳ではない。計画等については昔と違い、現在は意見交換会やパブリックコメントを実施している。また、意見交換会やパブリックコメントなど、様々な手法で町民参加を取り入れるなどの意見が出された。

(3) 報告事項【①重要な計画への参加状況】

平成25年11月以降の重要な計画への参加状況について報告

- ・パブリックコメントを実施している案件は下記の2つ

「新しい基山町立図書館・資料館の建設基本構想（案）」

運営職員に関することをはじめ、44件程の意見があった

「基山町使用料・手数料の算定の基本方針」

住民票等の発行手数料の軽減についての意見があった

「第5次基山町総合計画基本構想」の原案について、20名程の参加

- ・意見交換会を実施している案件は下記の1つ

「基山町使用料手数料の基本方針」（約20名の参加）

料金の算定方法や町外の方が利用した場合などの意見があり

- ・ワークショップを実施している案件は下記の1つ

「新しい基山町立図書館等の基本設計に関するワークショップ」（3回実施）

以上の事について報告した。

以上この議事録が正確であることを証します。

平成26年3月31日

会 長

小原清信



議事録署名人

坂本清三郎



議事録署名人

梁井朱美

